

○ 秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和８年７月１５日

契約担当者

秋田県知事 鈴木 健太

１ 入札に付する事項

- （１）委 託 名 特殊建築物等定期報告業務委託
- （２）委託期間 契約日から令和９年３月１２日まで
- （３）委託概要 特殊建築物等定期報告書の受付、形式審査、集計等業務

２ 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- （１） 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （３） 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- （４） 県内に本社を有すること。
- （５） 建築基準法第７７条の１８の規定による指定確認検査機関であること。
- （６） 秋田県暴力団排除条例第６条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

３ 入札参加資格確認申請書等の提出

- （１） 入札に参加しようとする者は、別に配布する入札参加資格確認申請書等の書類を次により提出しなければならない。

① 提出書類等

ア 入札参加資格確認申請書（様式第１号）

イ 登記簿謄本の写し若しくは秋田県内に本社があることを証明する書類の写し

ウ 建築基準法第７７条の１８の規定による指定確認検査機関の指定通知書の写し

② 提出期間

公告の日から令和８年７月２４日（金）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第２９号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

③ 提出時間

午前９時から午後５時まで

④ 提出場所

秋田県建設部建築住宅課建築指導チーム

⑤ 提出部数

1 部

⑥ 入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に秋田県公式WEBサイト「美の国秋田ネット」に公告日より掲載し配布するものとする。

(2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。

(3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 設計図書等の閲覧及びその写しの配布

本委託に係る仕様書、契約書(案)等（以下「設計図書等」という。）の閲覧及びその写しの配布については、令和8年7月15日（水）から令和8年7月24日（金）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国秋田ネット」に掲載する。

5 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に対する質問は、令和8年7月22日（水）までに秋田県知事に書面により行わなければならない。

(2) 上記質問に対する回答は、令和8年7月23日（木）までに秋田県公式WEBサイト「美の国秋田ネット」に掲載する。

6 入札保証金

(1) 入札者は、見積もった入札金額の100分の5以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、次のいずれかの担保の提供をもって入札保証金に代えることができる。

① 銀行振出小切手

② 銀行保証小切手

③ 国債

④ 秋田県債

⑤ 郵便貯金銀行の発行する振替払出証書

⑥ 郵便貯金銀行の発行する為替証書

※入札開始の前までに納付すること。入札終了後直ちに還付するが、落札者に対しては当該契約の締結後に還付する。

(2) 入札者は、令和8年7月24日（金）午後5時までに、次のいずれかの書類を提出し（県が当該書類を保有する場合は書類の提出を要しない。）、入札保証金の全部又は一部の免除を申し出ることができる。この場合において免除が認められたときは、その入札保証金の納付を要しない。

- ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約書
- ② 過去２年の間に国又は地方公共団体と締結した種類及び規模をほぼ同じくする２回以上の業務委託契約書の写し及びその履行を確認できる書類（支払通知書）の写し

７ 契約保証金

- （１） 落札者は、契約締結にあたり契約金額の１００分の１０以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。
 - ① 銀行振出小切手
 - ② 銀行保証小切手
 - ③ 国債
 - ④ 秋田県債
 - ⑤ 郵便貯金銀行の発行する振替払出証書
 - ⑥ 郵便貯金銀行の発行する為替証書
 - ⑦ 銀行又は保証事業会社の保証
- （２） 落札者は、契約締結までに次のいずれかの書類を提出し（県が当該書類を保有する場合は書類の提出を要しない。）、契約保証金の全部又は一部の免除を申し出ることができる。この場合において免除が認められたときは、その契約保証金の納付を要しない。
 - ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約書
 - ② 過去２年の間に国又は地方公共団体と締結した種類及び規模をほぼ同じくする２回以上の業務委託契約書の写し及びその履行を確認できる書類（支払通知書）の写し

８ 入札書等の提出等

- （１） 提出方法
３により入札参加資格確認申請書を提出した者は、開札予定日時に秋田県庁本庁舎６階中央会議室に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。
- （２） 開札予定日時
令和８年７月２８日（火）午前１０時
- （３） 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
- （４） その他
 - ① 入札執行回数は、２回までとする。
 - ② 入札参加者が１者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

９ 落札者の決定方法

- （１） 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。
この場合において、該当する者が２者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最

上位者を落札候補者とする。

- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合は、当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合は落札者として決定しない。
- (3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 落札候補者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。
- (6) 契約担当者は、(2)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書により速やかに通知する。
- (7) (6)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。

- (４) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (５) 委託期間は、事情により変更することがある。
- (６) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、本公告記載の入札にあたって留意すべき事項を遵守しなければならない。
- (７) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が２に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (８) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則等の定めるところによる。

12 問い合わせ先

課 所 名 秋田県建設部建築住宅課建築指導チーム
住 所 秋田県秋田市山王四丁目１番１号
電話番号 ０１８－８６０－２５６５